Change! 日弁連

ともに日弁連を変えよう！
市民のための司法をつくる会［変えよう！会］

重点政策（第3版）のご案内

代表＝及川智志

顧問＝宇都宮健児
海渡　雄一

チェンジ日弁連

Change! 日弁連

代表あいさつ

変えよう！会の政策

代表
及川智志

**弁護士の仕事は、
まさに自由と正義で
生きていける仕事。**

私は計７年間の会社員生活を経験した後に弁護士になりました。会社員は向いていなかったのだと思います。組織の中で自らの良心に従って行動することの限界を感じました。弁護士になって、はじめはそれほどではなかったのですが、次第に弁護士の仕事が好きになりました。いまの社会で、自分の正義と良心に従って自由に暮らしていける仕事というのは、そうそうあるものではありません。もちろん自分なりの正義と良心は磨き続けなくてはなりませんが、弁護士の仕事は、まさに自由と正義で生きていける仕事です。ですから、私は、弁護士の仕事が好きです。

逆に言えば、正義や自由がないのであれば、弁護士の仕事をしていても意味がないと思います。ところが、いま、司法改革の名の下に弁護士の基盤が破壊されつつあります。この司法改革の誤りを早く改めないと、弁護士は弁護士でなくなってしまいます。

一番の問題は、弁護士人口の激増です。日弁連の予測によれば、いま４万人強の全国の弁護士数が１０年後には５万人を超え、２０年後には６万人を超えます。１年で１０００人の増加ということですが、これは東北弁連（または北海道弁連）が毎年ひとつずつ増えていくのに等しい増加ペースです。いまの日弁連は、こうした予測をしながら、この激増を受け入れ、抵抗しません。

弁護士が誇りを持って生き生きと働き続けるため、いまこそ連帯しよう。

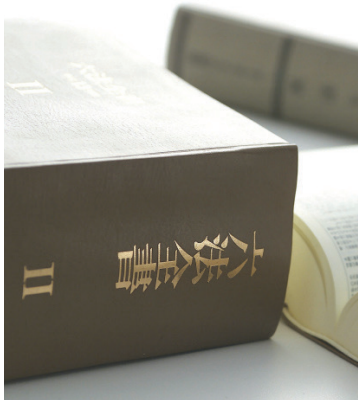

そこで、全国の弁護士有志が集まって、日弁連を変えていくため、「ともに日弁連を変えよう！市民のための司法をつくる会」（略称「変えよう！会」）を２０１９年６月８日に設立しました。弁護士が誇りを持って生き生きと働き続けるため、いまこそ連帯する必要があるのではないでしょうか。

「間違った司法改革をほんとうに止めることができるのか。」、そんな声も聞きます。「政府とのパイプを大切にしなければならない。」との声も聞きます。しかし、政府とのパイプを誇っていた今までの執行部は、日弁連や弁護士の環境悪化を変えられなかったのではないでしょうか。本気で変えるには、世論の支持を集めることが必要です。世論の支持を集めれば、変えられないと思われたことも、変えることができます。

たとえば、サラ金の高金利に対する厳しい規制を実現した貸金業法改正。運動を始めた当初は、「改正なんて無理だ。」という声が大きかったのです。しかし、市民団体と連携する。院内集会を開く。各地で集会や街頭宣伝を行い、署名を集める。地方議会に対して国会や関係行政庁に意見書を出すよう働きかける。弁護士のみで活動するのではなく、市民の協力を得て、市民とともに運動し、世論を味方につけ、政治を動かし、国の政策を変える。そのような手法により、貸金業法改正を実現することができました。司法修習生に対する給費制の1年延長、修習給付金制度も、実現することができました。

法曹人口問題、給費制の完全復活、「谷間世代」の不公正是正、法テラス改革についても、会員が団結して、本気で市民に語りかけ、市民とともに運動して、世論を味方につけ、政治を動かすことにより、必ず今の状況を変えることができるはずです。できると信じて、全力を尽くし、必ず今の状況を変えなければなりません。

多くの会員の皆様が、変えよう！会に賛同してくださることを切望いたします。

代表紹介 ―及川智志さんはこんな人です。―

●１９６５年5月２６日、宮城県石巻市生まれ。小学生のときに父が経営していた水産加工会社が倒産して夜逃げ、東京、静岡と引っ越しを繰り返しました。静岡県清水市（当時）の清水東高校を１９８４年に卒業。早稲田大学法学部を１９８８年に卒業後、丸井に就職し、紳士服売り場を担当しました。その後転職し業界紙（化学）の記者を経験。言いたいことが言える仕事に就きたいと考え司法試験にチャレンジ、１９９６年に合格、１９９９年弁護士登録（５1期、千葉県弁護士会）。

●日栄・商工ファンド対策弁護団で、商工ローンの代表格商工ファンド（後のＳＦＣＧ）相手にみなし弁済を認めない最高裁判決（平成１６年２月２０日）を勝ち取りました。これはのちの「過払い」の基礎となる判決の一つ。地裁・高裁の連続敗訴で、さすがの及川さんも意気消沈しかけていたのですが、弁護団の全面支援のもと、諦めない闘いの結果劇的な逆転勝利を収めました。

●普段の仕事では、弱きを助け強きをくじくという基本姿勢で、依頼者には優しく丁寧な対応を心掛けています（本人談）。実際に原発訴訟では、国や東電の不誠実な対応には烈火のごとく怒る一方、依頼者に対してはとことん寄り添う姿勢が若手弁護士のお手本になっています。

●消費者問題と環境問題が専門であり、弁護団は日栄・商工ファンド対策弁護団、全国クレサラ・生活再建問題対策協議会の他、八ッ場ダム差し止め訴訟弁護団、神栖の毒ガス物質による水質汚染被害事件（公害等調整委員会で勝利的和解を勝ち取る）弁護団などで活動してきました。千葉県弁護士会では環境保全委員会や社会福祉委員会に所属し、ホームレスの方の事件や貧困問題も多く手掛けています。

●多くの弁護士が「司法制度改革の結果というのは、政府が決めたことだからいまさら変わらない」、「会長選挙も、最後に勝つのは東京大阪の大派閥が後押しした候補」だと考えているなか、決してあきらめたり、弁護士会という組織に絶望したりせず、法曹界を健全にするために粘り強く活動してきました。

●千葉県弁護士会会長時代は、副会長に支えられ会内合意に努め、意見書や声明を２６本出しました。日弁連理事に就任し、日弁連の力と良心を感じ、批判ばかりする対象ではないと考え直したとのこと。ともに会務を支えた元副会長によると、会長になって人の話を聞くようになったとのこと。

●座右の銘は「なんとかなる」。

●「先生」と呼ばれるのを嫌がります。及川さんの依頼者には障がいをお持ちの方や貧困で大変な方がたくさんいますが、どんな依頼者、どんな弁護士にも対等かつ自然体で接することができる人柄ゆえにファンが多いです。辛い思いをしている弁護士の声も、依頼者の声と同じように聞くことができる優れた感性と人権感覚を持っています。

●現在、弁護士1 人・事務局2 人の事務所を営んでいます。

●腹筋５０回と腕立て伏せが日課です。

●家族は妻と猫1 匹。

目　次

Ⅰ　変えよう！会でなければ実現することができない６つの政策（概要）

1　司法試験の年間合格者は１０００人以下 …… 5
2　誰でも受験できる司法試験にする …… 6
　（法科大学院を要件としない制度に）
3　給費制の完全復活と「谷間世代」の不公正の是正 …… 7
4　立憲主義・恒久平和主義に反する憲法「改正」に反対する …… 8
5　日本司法支援センターの報酬見直しと法律援助事業の国費化 …… 8
6　１人１人の会員が信頼を寄せることができる会務運営 …… 9

Ⅱ　変えよう！会が重点的に取り組む政策（概要）

1　弁護士の労働環境の改善 …… 11
2　男女共同参画の推進 …… 11
3　若手弁護士の業務対策の推進 …… 12
4　非弁対策の強化 …… 12
5　憲法違反の悪法廃止 …… 12
6　国選弁護制度のさらなる拡充 …… 12
7　国選弁護報酬大幅引き上げ …… 12
8　貧困問題対策のさらなる拡充 …… 13
9　消費者問題対策のさらなる発展 …… 13
10　災害対策・被災者支援活動のさらなる充実 …… 13
11　カジノ解禁反対 …… 13
12　福島第一原発事故に基づく損害の完全賠償請求 …… 13
13　原子力発電所の廃止 …… 13
14　会費減額の検討 …… 13
15　弁護士偏在対応政策の見直し …… 14
16　小規模単位会への補助の拡充 …… 14
17　地方単位会に過度な負担をかける会務の見直し …… 14
18　再審法改正の実現を目指す …… 14

変えよう！会でなければ実現することができない6つの政策（概要）

今の日弁連執行部の方針・態度を根本的に見直すことを目的として設立された、変えよう！会でなければ実現することができない政策として特に重要なものは、次の6つの政策です。

1　司法試験の年間合格者は1000人以下
2　誰でも受験できる司法試験にする（法科大学院を要件としない制度に）
3　給費制の完全復活と「谷間世代」の不公正の是正
4　立憲主義・恒久平和主義に反する憲法「改正」に反対する
5　日本司法支援センターの報酬見直しと法律援助事業の国費化
6　1人1人の会員が信頼を寄せることができる会務運営

1｜司法試験の年間合格者は1000人以下

全国の弁護士数は、２００３年は約２万人でしたが、いまは４万人を超えました。全国の裁判所の総新受件数は、ピーク時の２００３年には６０７万０２０１件でしたが、２０１８年には３６２万２５０２件に激減しています。弁護士は倍増して、事件数は４割減です。

訴訟以外の潜在的需要の掘り起こしも思うようには進んでいません。企業内弁護士などの新たな法曹需要も、弁護士の急増を吸収するだけの規模ではありません。

弁護士の所得の中央値は、２００６年の１２００万円から２０１８年の６５０万円にほぼ半減しています。弁護士の経済的基盤は弱体化する一方です。

司法試験合格者年間１５００人を続ければ、弁護士人口は現在の約４万１０００人から２０５０年には約６万３３００人となります（日弁連のシミュレーション）。他方、日本の人口は現在の約１億２６００万人から２０５０年には約１億２００万人に減少し、弁護士１人当たりの国民数は、現在の約３１００人から約１６００人となり、ほぼ半減します。

このままで、弁護士は生き残れますか？　奨学金や修習貸与金を返済しながら、安心して、生活できますか？　家庭が営めますか？　在野精神を堅持して基本的人権の擁護と社会正義の実現という弁護士の使命を全うすることができますか？

いまこそ、「１５００人からの更なる減員については白紙」という日弁連の立場を改めるべきです。日弁連は、司法試験の年間合格者数を１０００人以下とするべきとの方針を打ち出し、政府に対し、司法試験の年間合格者数を１０００人以下とするよう強く求めるべきです。

司法試験の年間合格者数１０００人以下を実現するためには、全国の弁護士から広く意見を集約し、全国の弁護士と弁護士会が一丸になって運動を展開することが必要不可欠です。

具体的には、まず、直ちに、「法曹人口問題緊急対策本部」を作ります。そのメンバーは各単位会と各弁連から少なくとも１人を選出します。院内集会と単位会における集会を繰り返し

開催します。広範な市民団体と強力に連携します。地方議会で司法試験合格者１０００人以下を求める意見書をあげてもらいます。私たちには、弁護士費用敗訴者負担制度阻止、貸金業法改正、給費制1年延長、修習給付金創設等々の成功体験があります。それらの成功体験を活かして、やれることを全てやりきります。そうすれば司法試験合格者１０００人以下を必ず実現することができます。できると信じて全力を尽くします。

司法試験の出願者激減にもかかわらず、政策目標である司法試験合格者数「１５００人」が４年間も墨守されているいまだからこそ変えなくてはならないし、変えることができるのではないでしょうか。

2｜誰でも受験することができる司法試験にする
―― 法科大学院を要件としない制度に

（１）司法改革により、原則として法科大学院を修了しないと司法試験の受験ができないことになりました（例外は予備試験）。しかし、法科大学院を修了するまでの時間的束縛と経済的負担は非常に重く、また他にも様々な要因（居住地、仕事、家庭責任等）で入学に困難を抱える人も多いことなどから、法科大学院の志願者数は激減しました。２０１９年の入学者数は１８６２人で、ピーク時の3分の1以下になっています。２００４（平成１６）年の制度開始から１５年、７４校あった法科大学院のうち３９校の法科大学院が廃止されるか学生の募集停止をしています。２０１９年１１月現在で学生の募集をしている法科大学院は３５校にすぎません。しかも、全国で入学者を募集している法科大学院があるのは14都道府県だけです。

（２）こうした事態を受けて、政府は、法科大学院制度を大きく変えることにしました。法学部に法曹コースを設置し、大学を３年間で早期卒業した後、法科大学院の既修者コース（２年間）で1年間勉強すれば、在学中の２年目（最終学年）に司法試験を受験することができるようにしたのです。

しかし、法科大学院在学中に司法試験を受験できるということは、法科大学院の修了は法曹になる（司法試験を受験する）ために必須の要件ではないということですから、法科大学院制度の否定に他なりません。しかも、在学中の受験となると、法科大学院の教育期間がそれだけ短縮されるため、それに司法試験の内容・程度を合わせるという、本末転倒の事態を招くおそれがあります。

また、法曹コースは学部の２年次から始まるのが標準となっていますので、学生は1年次終了までに法曹を目指すかどうかを決定しなければならなくなります。これでは、多様な経験を積んだ後に法曹になる道が狭められてしまいます。しかも、法科大学院制度は、小・中・高・大・院と、エスカレーター式に階段を登っていくことのできる「優等生」が法曹になりやすい制度と言えますが、新制度における推薦入学制度などによって学部と法科大学院の連続性が強められれば、その弊害は一層強くなり

ます。

くわえて、法学系課程以外の出身者または社会人の割合を「３割以上」と定めた文科省告示も撤廃されてしまいましたから、法曹の多様性はさらに失われます。

（３）今回の制度改革は、法科大学院を形だけ残すために行われたものと言わざるを得ません。法科大学院の理念を自己否定するような「改革」をしなければ生き残ることができない法科大学院とは、いったい何だったのでしょうか。法科大学院を法曹養成の中核とすること自体に無理があったと言わざるを得ません。

「法科大学院ありき」という改革ではなく、国民のためによりよい法曹養成を実現するという観点から抜本的な改革を検討するべきです。こうした意味において、司法試験を「統一・公正・平等」という本来の姿に戻し、法科大学院と司法試験の受験資格を切り離して、法科大学院に入学しなくても司法試験を受験できるようにするべきです。

なお、法科大学院と司法試験の受験資格を切り離して誰でも司法試験を受験できるようになれば予備試験は不要になりますが、それまでは、予備試験は司法試験への制限の無い「公正・平等」なルートとして、大切な意味を持ちます。予備試験を制限せず、公平・平等に合格者を出すことが必要です。

3｜給費制の完全復活と「谷間世代」の不公正の是正

法曹養成は国の責務です。１９４７年以来、司法修習生は国家公務員に準ずる地位に位置づけられ、司法修習に専念できるよう国が給与を支給していました。

司法改革の結果、新６５期から無給・貸与制になりましたが、給費制本部を中心とする奮闘により７１期から修習給付金の支給が実現しました。しかしなお、司法修習に専念するには不十分です。日弁連は、執行部が先頭に立って、裁判所法改正運動を展開し、司法改革以前の給費制の完全復活を目指して全力を挙げて取り組まなければなりません。

もちろん、給与も修習給付金も支給されなかった、新６５期から７０期の「谷間世代」の不公正是正も重要です。「谷間世代」に対しても、給費制の水準に見合うだけの一律給付をするように、日弁連の全力を挙げて国に求めるべきです。

ところが、現在の執行部は、極めて消極的な姿勢に終始しています。いまこそ、給費制の完全復活と「谷間世代」の不公正是正に嘘偽りなく本気で取り組む決意のある執行部、取組の先頭に立って運動する執行部が必要不可欠です。

「給費制完全復活や『谷間世代』への一律給付など無理ではないか。」と思われるかもしれません。しかし、２０１０年１１月から無給・貸与制へ移行することが決定されて「もう決まったこと」などと言われる状況下でも、日弁連は、宇都宮会長就任直後から、給費制本部を設置し、当事者の団体ビギナーズネットや市民とともに、全国各地で市民集会を開催し、署名運動を展開し、院内集会を開始するなどありとあらゆる取り組みを行った結果、

２０１０年１１月に給費制の1年延長を勝ちとった実績があります。翌２０１１年3月１１日の東日本大震災・原発事故という緊急事態が起きる中、残念ながら同年１１月から無給・貸与制が実施されましたが、その後も粘り強く運動を続けた結果、７１期から修習給付金が導入されました。

世論はすでに給費制に賛同しています。日弁連執行部が先頭に立ち、全国の弁護士と弁護士会があきらめずに一丸となり、市民とともに運動を展開すれば、給費制完全復活と「谷間世代」の不公正是正を必ず実現することができるはずです。

4 ｜ 立憲主義・恒久平和主義に反する憲法「改正」に反対する

日弁連は、これまで、立憲主義を堅持し、恒久平和主義を尊重する立場から、憲法問題に取り組んできました。最近では、安保法制に強く反対しました。２０１８年5月２５日の日弁連定期総会では、「憲法９条の改正論議に対し、立憲主義を堅持し、恒久平和主義の尊重を求める立場から課題ないし問題を提起するとともに、憲法改正手続法の見直しを求める決議」を行いました。

立憲主義、恒久平和主義に反する憲法改正の動きがいよいよ現実化している今日、課題ないし問題を提起するだけでは不十分です。明確に反対の意見を表明した上で、立憲主義、恒久平和主義に反する憲法改正を阻止するための活動をするべきです。課題ないし問題を提起しておきながら、「日弁連は反対しない。」というのでは、説得力がありません。

会内議論を十分尽くした上で、立憲主義、恒久平和主義に反する憲法改正に明確に反対することについての会内合意を早期に形成することを目指します。

5 ｜ 日本司法支援センターの報酬見直しと法律援助事業の国費化

1. 低額かつ不合理な報酬の見直し

報酬と実費を引き上げるとともに、被援助者への給付制を実現すること、少なくとも償還免除を大幅に拡大することを求めます。

償還免除については、生活保護に準ずる被支援者の償還免除拡大に向けた運動も強化発展させる必要があります。一部償還免除を認める一般的な制度の創設を求めます。

法テラスのあまりに煩雑な手続を簡略化するなど、手続面での改善も強く求めます。

これらの課題は、全国で意見交換会をさせていただくと、いつも強く意見が上がる重要課題です。法律扶助は弁護士の協力なくしては成り立たないものですから、日弁連会長が先頭に立ち、日弁連が一体となって、政府に対して改善を求めていけば、これらの課題は必ず解決できるはずです。

2. 法律援助事業の国費化

犯罪被害者、難民、外国人、子ども、精神障害者等、生活保護などの分野における法律援助事業については、現在は、国費負担ではなく、弁護士会費で賄われています。これら「法律援助基金会計」の事業活動支出額が、２０１８年度の決算額で約5.9億円、２０１９年度の予

算額で約7.4億円に達しています。

これらの分野において、またさらに新たな分野において、人権擁護活動を一層充実していく必要があることは当然ですが、一方で、これらの事業については、私たちの会費で賄われる筋合いのものではなく、早期に国から費用を支出すること（国費化）を求めます。

3. 財務省説得のための世論喚起

かつて日弁連は、法律扶助制度の抜本改革に向けて、三者勉強会（日弁連、法務省、法テラス）を開催していました。２００９年には法律扶助制度抜本改革のための「たたき台」も作っています。しかし、その後、日弁連は動きを止めてしまいました。

法律扶助の充実のためには、財務省を説得する必要があります。そのためには、三者勉強会を再開するとともに、市民団体との連携、全国での署名活動、地方議会からの意見書提出の働きかけ、院内集会やシンポジウムの開催などを通じて世論喚起することが必要です。

法律扶助の抜本的充実とあわせて、弁護士過剰の解消と弁護士需給の調整を進めることによって弁護士の収益構造を改善することこそが、若手弁護士はもちろん、全ての弁護士の業務支援策にもなると考えます。

4. 日弁連と法テラスの「なれ合い」を断ち切る

いまの日弁連執行部は、法テラスや法務省との関係悪化をおそれるあまり、言うべきことを言えない「体質」に陥っています。日弁連事務次長経験者が退任直後に法テラスの事務局長に就任するなど、日弁連と法テラスの密接すぎる「なれ合い」関係も、この「体質」から抜け出せない要因となっています。法テラスをめぐる問題を解決するためには、日弁連と法テラスの「なれ合い」を断ち切り、法テラスと法務省に対して言うべきことを言う日弁連執行部をつくることが必要不可欠です。

6｜ 1人1人の会員が信頼を寄せることができる会務運営

1. 重要テーマについては単位会と各弁連から1人以上の委員を選出

近年の日弁連執行部は、重要テーマについて、単位会、委員会、一般会員の意見を十分に聴かない姿勢が目立ちます。委員の選任において、会長委嘱で偏った人選がされ、反対意見の者が委員に選任されないケースも見受けられます。これでは、会員が日弁連に対して不信感や無力感を抱くことになります。

重要な委員会と対策本部については、すべての単位会と各弁連から1人以上の委員が選出されるようにし、各単位会と各弁連で議論されたことが日弁連の議論に十分に反映されるようにするべきです。日弁連の方針の見直しが必要なテーマについて、多様な意見を反映できる委員構成にするべきです。

2. 単位会照会の徹底と機敏な情報提供

近年の日弁連執行部は、重要なテーマでも、単位会への意見照会をせずに理事会で討議するだけで採択することが少なくありませんが、これでは単位会の意見が反映されているといえません。このような会務運営を抜本的に改めるべきです。

また、重要な情報について機敏に会員に知らせ、会員の声を聴く機会を設定するべきです。

3. 事務総長等への権限集中の見直し

事務総長・事務次長・嘱託への行きすぎた権限集中を見直し、各種委員会主導のオープンな議論による政策実現を目指します。

4. 日弁連総会の改革

日弁連の最高意思決定機関である総会では、派閥の締めつけによって獲得した多数の白紙委任状によって議案を可決するということが行われています。委任状には、議案ごと・委任事項ごとに、賛成、反対、棄権を明記することを義務づけるなど、委任状による議決権行使の在り方を改革するべきです。

総会議事を全国の単位会に中継して会員がリアルタイムで把握できるようにすることや、中継会場での投票等、全国の多くの会員の参加の方策を検討するべきです。

5. 日弁連会長選挙の制度改革

立候補の際に納付する３００万円の無返還や選挙運動の禁止と過度の制限などの現行制度の下では、資金力のある候補や「派閥」が擁する候補が圧倒的に有利です。「返還なしの納付金」を改め、候補者のインターネットを活用した選挙運動の全面解禁、ＦＡＸによる選挙運動など、誰でも自由かつ公平に立候補して、選挙運動を行うことができる制度に改革するべきです。

選挙人である各会員が自由に情報を入手でき、自由に発信できることが、会内民主主義の発露として重要な意義をもちますので、選挙運動に対する過度の制限を見直すべきです。

変えよう！会が重点的に取り組む政策（概要）

変えよう！会が重点的に取り組む政策は、次のとおりです。ここでは、概要をご紹介いたします。詳細については、当会のホームページに掲載しておりますので、是非、お読みください。

1　弁護士の労働環境の改善
2　男女共同参画の推進
3　若手弁護士の業務対策の推進
4　非弁対策の強化
5　憲法違反の悪法廃止
6　国選弁護制度のさらなる拡充
7　国選弁護報酬大幅引き上げ
8　貧困問題対策のさらなる拡充
9　消費者問題対策のさらなる発展
10　災害対策・被災者支援活動のさらなる充実
11　カジノ解禁反対
12　福島第一原発事故に基づく損害の完全賠償請求
13　原子力発電所の廃止要求
14　会費減額の検討
15　弁護士偏在対応政策の見直し
16　小規模単位会への補助の拡充
17　地方単位会に過度な負担をかける会務の見直し
18　再審法改正の実現を目指す

1　弁護士の労働環境の改善

いま弁護士に対する長時間労働、差別、ハラスメントが蔓延しています。弁護士に対するセクハラ・パワハラをなくすために相談窓口拡充や研修啓発などに取り組みます。また、労働条件明示などのガイドライン策定、ひまわりナビ利用時のルール作りに取り組みます。

2　男女共同参画の推進

法テラス報酬アップにより女性弁護士に低収益事件が偏る構造を正すことと、長時間労働・ハラスメント撲滅という根本的な対策により、弁護士会の男女共同参画を推進します。

3　若手弁護士の業務対策の推進

法テラスの改革や非弁対策などにより安心して業務に取り組める基盤を作ることと、個々の弁護士の自主性を尊重することにより業務拡大を図ります。組織内弁護士についてはビジネスの中の人権擁護の担い手となれるようJILA と連携して独立性をサポートする取り組みを行います。

4　非弁対策の強化

非弁行為は、違法行為であるとともに消費者問題でもあります。弁護士以外が行い得ない法律事務については一般論として、さらに弁護士であっても倫理的に行うべきでない事務については特に、非弁に依頼した市民に最終的に大きな被害をもたらす危険があります。一見、依頼者には非弁に依頼する利益があるように見えますので、その誤解を解くための積極的広報活動が日弁連に求められます。

また、各単位会まかせの非弁案件の処理では、組織的対応として不十分です。日弁連業際・非弁・非弁提携問題等対策本部が各単位会をサポートし、小規模会であっても対応できる全国的な体制を作らなければなりません。隣接士業の懲戒制度の不備についての問題点等を協議する士業団体間での協議会の各地開催も検討されるべきです。非弁を許さない士業間の連携を日弁連がリードしていく体制作りを目指します。

5　憲法違反の悪法廃止

日弁連は緊急事態条項の創設に反対の意見書を発していますが、憲法秩序を停止する緊急事態条項の濫用の危険性と必要性の欠如をさらに強く訴えるとともに、秘密保護法、共謀罪法、安保法制等の憲法違反の悪法の廃止に向けた運動をこれまで以上に強めます。

6　国選弁護制度のさらなる拡充

1. 逮捕直後からの国選弁護人の選任を求めます。
2. 在宅被疑事件にも国選弁護制度が必要です。
3. 被疑者国選弁護における弁護人の複数選任の規定（刑訴法３７条の５）を見直し、弁護人を複数選任できる事案を広げるべきです。
4. 国選弁護活動における医師等の鑑定費用を支援する制度、国選弁護の後に弁護士が医療・福祉機関等に繋ぐ支援をした場合に報酬や費用を支払う制度など、いくつかの弁護士会で先進的な取組がされていますが、こうした新たな刑事弁護拡充制度を全国に広げる必要があります。

7　国選弁護報酬大幅引き上げ

不起訴事件について、報酬を見直し、拡充するべきです。たとえば、「嫌疑なき不起訴」を獲得した場合や、福祉との連携等の「入口支援」により不起訴とされた場合の報酬増額を求め

ます。

保釈は1回しか考慮しないという報酬制度も見直すべきです。

8　貧困問題対策のさらなる拡充

いまだ日本の貧困問題は深刻です。この解決なくして弁護士が十全に人権擁護の使命を果たしているとはいえません。貧困問題対策をさらに拡充します。

9　消費者問題対策のさらなる発展

消費者の権利が守られる社会の実現は、私たち弁護士に課せられた重要課題です。これまでも多様な消費者問題に日弁連は果敢に取り組んできましたが、この取組をさらに発展させます。

10　災害対策・被災者支援活動のさらなる充実

東日本大震災、熊本地震、西日本豪雨災害、北海道胆振地震、平成３０年７月豪雨災害、令和元年台風災害等々、近年、災害が多発しています。弁護士と弁護士会は、災害が発生する都度、全力で被災者支援活動を行ってきました。引き続き、災害が発生した場合に適切かつ迅速に対応できる体制の整備に努める必要があります。

11　カジノ解禁反対

カジノを解禁することは、刑法が賭博を犯罪とし、刑罰をもって禁止している趣旨を没却し、法秩序全体の整合性を著しく損ないます。人の不幸を土台にした経済論議には与しません。カジノ解禁反対の取り組みをさらに強化します。

12　福島第一原発事故に基づく損害の完全賠償請求

東京電力福島第一原子力発電所の事故から８年以上が経ちました。この未曾有の事故により、命を奪われ、家族を奪われ、生活を奪われ、ふるさとを奪われたたくさんの被害者に対し、いまだに十分な損害賠償がされていません。福島第一原発事故に基づく損害の完全賠償を求めます。

13　原子力発電所の廃止要求

人類を破滅に導きかねない原発はできるだけ早期に廃止するべきです。そのためにも再生可能エネルギーの導入をますます促進すべきです。

14　会費減額の検討

日弁連の平成３０年度一般会計収支予算における単年度黒字は３億円です。次年度繰越金も増加しています。他方、弁護士激増による弁護士の経済的基盤の弱体化により、とりわけ若手を中心に会費の負担感が重くなっています。会員の日弁連への求心力を維持するためにも、重要な政策を実施するために必要な支出は行いつつ、削るべき支出を削る不断の努力を行って、会費の減額を検討するべきです。

15　弁護士偏在対応政策の見直し

弁護士偏在対応については、弁護士過剰の時代に応じた政策の見直しを進めるべきです。

偏在対応弁護士事務所については、貸付等の安易な援助制度に頼ることなく、地方自治体との提携を強める等、法律事務所の経営を継続して支えることのできる実質的な支援策を構築しなくてはなりません。

法テラスが予測事件数僅少であることを理由に過疎地対応事務所の設置を見送った地域に、日弁連が公設事務所を開設し、援助金を支出しているケースがあります。むしろ、こうした地域においては、法テラス事務所を開設させる方向で問題解決を図るべきです。

また、偏在対応を担わされた、主に若手の弁護士が精神疾患等のため業務が遅滞し売上が伸びず、日弁連からの貸付金の返済ができなくなったといった、返済免除の申請が相次いでいます。このような無理な偏在対応を改める必要があります。

16　小規模単位会への補助の拡充

全国で人権擁護を使命とする弁護士が活躍できるよう、とくに小規模単位会への補助を拡充するべきです。近年の弁護士人口の増大に合わせて、補助制度の改善を図ります。

17　地方単位会に過度な負担をかける会務の見直し

人権擁護の取り組みを発展させることは重要ですが、地方単位会の人的ないし経済的負担についても考えなくてはなりません。地方単位会に過度な負担をかける会務については見直しが必要です。

18　再審法改正の実現を目指す

全面証拠開示と検察官の不服申立禁止等を内容とする再審法改正の実現を目指します。

以上

ともに日弁連を変えよう！
市民のための司法をつくる会
［変えよう！会］

代　表｜及川智志
事務所｜〒271-0091 千葉県松戸市本町5-9
☎047-362-5578
http://change-nichibenren.com/

Change! 日弁連

Ⅰ　変えよう！会でなければ実現することができない６つの政策（概要）

1　司法試験の年間合格者は１０００人以下
2　誰でも受験できる司法試験にする
　（法科大学院を要件としない制度に）
3　給費制の完全復活と「谷間世代」の不公正の是正
4　立憲主義・恒久平和主義に反する憲法「改正」に反対する
5　日本司法支援センターの報酬見直しと法律援助事業の国費化
6　１人1人の会員が信頼を寄せることができる会務運営

Ⅱ　変えよう! 会が重点的に取り組む政策（概要）

1　弁護士の労働環境の改善
2　男女共同参画の推進
3　若手弁護士の業務対策の推進
4　非弁対策の強化
5　憲法違反の悪法廃止
6　国選弁護制度のさらなる拡充
7　国選弁護報酬大幅引き上げ
8　貧困問題対策のさらなる拡充
9　消費者問題対策のさらなる発展
10　災害対策・被災者支援活動のさらなる充実
11　カジノ解禁反対
12　福島第一原発事故に基づく損害の完全賠償請求
13　原子力発電所の廃止要求
14　会費減額の検討
15　弁護士偏在対応政策の見直し
16　小規模単位会への補助の拡充
17　地方単位会に過度な負担をかける会務の見直し
18　再審法改正の実現を目指す

ともに日弁連を変えよう！
市民のための司法をつくる会［変えよう！会］
代　表｜及川智志
事務所｜〒271-0091 千葉県松戸市本町5-9
☎047-362-5578
http://change-nichibenren.com/